

社会福祉法人白寿会評議員及び役員に対する報酬及び費用弁償支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人白寿会(以下「白寿会」という。)の評議員及び役員に対する報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「役員」とは、理事及び監事をいう。

(理事・評議員の報酬)

第3条 理事・評議員の報酬については、無報酬とする。

(監事の報酬)

第4条 監事の報酬については、次項の監事監査を行う場合を除いて無報酬とする。

2 白寿会は、監事が定款第18条の規定に基づき、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査した場合には、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で、別表1のとおり対価として報酬を支払うことができる。

3 前項の規定にかかわらず、監事が白寿会の依頼に基づき自己の研修のため出張する場合には、旅費規程(平成28年12月1日施行)に準じ、理事長が定める額を支払うことが出来る。

(費用弁償)

第5条 白寿会は、評議員及び役員が理事会及び評議員会に出席し、又は法人業務を遂行したとき並びに、評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表2のとおりその費用を会議の開催の都度、弁償することができる。ただし、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会を同一日に開催する場合は、いずれかの1回とみなすものとする。

(支給)

第6条 前2条に規定する費用弁償及び評議員及び役員の報酬は、業務の完了を確認後、速やかに支払うものとする。

(改正)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決を要するものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月27日から施行する。

別表1(第4条関係)

区分	報酬
監事監査	1回につき 10,000円

(注)報酬金額には、交通費を含むものとする。

別表2(第5条関係)

区分	費用弁償
理事会出席	松山市在住 1回につき 2,500円
	松山市外在住 1回につき 3,500円
理事会出席以外の法人業務の遂行	松山市在住 1回につき 2,500円
	松山市外在住 1回につき 3,500円
評議員会出席	松山市在住 1回につき 2,500円
	松山市外在住 1回につき 3,500円
評議員会出席以外の法人業務の遂行	松山市在住 1回につき 2,500円
	松山市外在住 1回につき 3,500円

(注)費用弁償金額には、交通費を含むものとする。